



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第46号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	（教育庁総務課）	2
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	（ 〃 ）	12

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則 4号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を次のように改める。

新たに教職員となった者の号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ当該各号に定める号給とする。

(1) 次号に掲げる教職員以外の教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、次に定める号給

ア 前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6から別表第6の3までに定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められている教職員 当該号給

イ 前条の規定により決定された職務の級の号給が初任給基準表に定められていない教職員 初任給基準表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第12条の2第1項又は第12条の3第1項の規定により得られる号給

(2) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない教職員又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する教職員 その者の属する職務の級の最低の号給

第11条第1項中「職務の級」の次に「（中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員のうち職務の級が2級のものを昇格させる場合に限り、1級又は2級上位の職務の級）」を加える。

第12条の2第1項中「昇格した日の前日に受けていた号給」の次に「（中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員を職務の級特2級から3級へ昇格させた場合にあっては、特2級に昇格した日の前日に受けていた号給に特2級に昇格した日以降に昇格した号給数に相当する数を加えて得た号給）」を加え、同条第5項を削り、同条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項括弧書に規定する場合において、部内の他の教育職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して教育委員会が特に必要と認める教育職員については、前項の規定による号給に教育委員会が必要と認める号給数を加えて得た号給をその者の号給とすることができる。

第26条の3第2項第2号中「、その額に再任用短時間勤務に係る算出率を」を「その額に再任用短時間勤務に係る算出率を、育児短時間勤務教育職員等にあつてはその額に育児短時間勤務に係る算出率をそれぞれ」に改める。

第28条の5中「以下」の次に「この条において」を加える。

第32条の6第2項第1号中「以下「当該週」という。」を削り、「半日」を「4時間の」に改め、同号ア中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条第1項に規定する時間（以下「法定労働時間」という。）」を「38時間45分」に改め、同号イ中「法定労働時間」を「38時間45分」に改め、同項第2号中「法定労働時間」を「38時間45分」に改める。

第37条の2第1項第1号中「管理職員 管理職員」を「条例第15条の3第1項に規定する管理職員 当該管理職員」に改める。

第38条第1項中「、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける教育職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、」を削る。

第38条の次に次の2条を加える。

（期末手当及び勤勉手当）

第38条の2 条例第20条第2項の規定により読み替えられた県立学校の教育職員の給与に関する条例第24条第5項（県立学校の教育職員の給与に関する条例第25条第4項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において「読替後の県立学校給与条例第24条第5項」という。）に規定する職員の給与に関する条例別表第1の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものに相当する教育職員として教育委員会規則で定めるものは、別表第12の教育職員欄に掲げる教育職員とする。

2 読替後の県立学校給与条例第24条第5項に規定する教育委員会規則で定める教育職員の区分は、別表第12の教育職員欄に掲げる教育職員の区分とし、読替後の県立学校給与条例第24条第5項に規定する100分の20を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、当該区分に対応する同表の加算割合欄に定める割合とする。

第38条の3 読替後の県立学校給与条例第24条第5項に規定する教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある教育職員は、任期付職員条例第4条第1項の給料表の適用を受ける教育職員（4号給以下の号給を受ける教育職員、休職（条例第21条第1項及び第4項ただし書に該当する場合を除く。）にされている者及び派遣条例第2条第1項の規定により派遣された教育職員を除く。）とする。

2 読替後の県立学校給与条例第24条第5項に規定する100分の25を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合は、前項に規定する教育職員のうち6号以上の号給及び任期付職員条例第4条第3項（育児休業条例第18条（育児休業条例第22条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により決定された給料月額を受ける教育職員については100分の25とし、その他の教育職員については100分の15とする。

第39条中「8時間」を「7時間45分」に改める。

別表第1の2級の項の次に次のように加える。

特2級	中学校又は小学校の主幹教諭
-----	---------------

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表

職種	職務の級 学歴免許	1級	2級	特2級	3級	4級
校長	大学卒		0	別に定める	別に定める	別に定める
	短大卒		0	別に定める	別に定める	別に定める
教頭	大学卒		0	別に定める	別に定める	
	短大卒		0	別に定める	別に定める	
主幹教諭	大学卒		0	別に定める		
	短大卒		0	別に定める		
教諭、講師 （教育委員会 が定めるもの に限る。） 養護教諭及び	大学卒		0			
	短大卒		0			

栄養教諭						
助教諭、養護 助教諭及び講 師	大学卒		別に定める			
		0				
	短大卒		別に定める			
		0				
	高校卒		別に定める			
		0				

備考 本表を適用する場合における教育職員の経験年数は、その者の該当する次表の基礎学歴欄に掲げる学歴の区分（その区分に含まれる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数からその者に適用される本表の学歴免許欄の区分に応じ、その基礎学歴欄に掲げる区分に対応する次表の調整年数欄に掲げる年数を減じた年数とする。ただし、学歴免許等の資格区分表の1の1、2又は3の区分に該当する場合については1年を、同表の1の5の区分に該当する場合については6月を、それぞれの経験年数に加えた年数とする。

基礎学歴	調整年数	学歴免許欄の区分		
		大学卒（16年）	短大卒（14年）	高校卒（12年）
高校3卒（12年）	4年		2年	
高校2卒（11年）	5年		3年	1年

注（ ）内の年数は、それぞれの学歴の修学年数を示す。

別表第7の2アの表を次のように改める。

ア 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	1	1
11	3	1	1	1
12	4	1	1	1
13	5	1	1	1
14	6	1	1	1
15	7	1	1	1
16	8	1	1	1
17	9	1	1	1
18	10	1	1	1
19	11	1	1	1
20	12	1	1	1
21	13	1	1	1

22	14	1	1	1
23	15	1	1	1
24	16	1	1	1
25	17	1	1	1
26	18	1	1	1
27	19	1	1	1
28	20	1	1	1
29	21	1	1	1
30	22	1	1	1
31	23	1	1	1
32	24	1	1	1
33	25	1	1	1
34	26	1	1	1
35	27	1	1	1
36	28	1	1	1
37	29	1	1	1
38	30	2	1	1
39	31	3	1	1
40	32	4	1	1
41	33	5	1	1
42	34	6	1	1
43	35	7	1	1
44	36	8	1	1
45	37	9	1	1
46	38	10	1	1
47	39	11	1	1
48	40	12	1	1
49	41	13	1	1
50	41	14	2	1
51	42	15	3	1
52	42	16	4	1
53	43	17	5	1
54	43	18	6	1
55	44	19	7	1
56	44	20	8	1
57	45	21	9	1
58	46	22	10	2
59	47	23	11	3
60	48	24	12	4
61	49	25	13	5
62	49	26	14	6
63	50	27	15	7

64	50	28	16	8
65	51	29	17	9
66	51	30	18	10
67	52	31	19	11
68	52	32	20	12
69	53	33	21	13
70	53	34	22	14
71	54	35	23	15
72	54	36	24	16
73	55	37	25	17
74	55	38	26	18
75	56	39	27	19
76	56	40	28	20
77	57	41	29	21
78	57	42	30	22
79	58	43	31	23
80	58	44	32	24
81	59	45	33	25
82	59	46	34	25
83	60	47	35	26
84	60	48	36	26
85	61	49	37	27
86	61	50	38	27
87	61	51	39	28
88	62	52	40	28
89	62	53	41	29
90	62	54	42	29
91	63	55	43	30
92	63	56	44	30
93	63	57	45	31
94	64	58	46	
95	64	59	47	
96	64	60	48	
97	65	61	49	
98	65	62	50	
99	65	63	51	
100	65	64	52	
101	66	65	53	
102	66	66	54	
103	66	67	55	
104	66	68	56	
105	67	69	57	

106	67	70	58	
107	67	71	59	
108	67	72	60	
109	68	73	61	
110	68	74	61	
111	68	75	62	
112	68	76	62	
113	69	77	63	
114	69	77	63	
115	69	78	64	
116	69	78	64	
117	70	79	65	
118	70	79	66	
119	70	80	67	
120	70	80	68	
121	71	81	69	
122	71	82	69	
123	71	83	70	
124	71	84	70	
125	72	85	71	
126		86	71	
127		87	72	
128		88	72	
129		89	73	
130		89	73	
131		90	74	
132		90	74	
133		91	75	
134		91	75	
135		92	76	
136		92	76	
137		93	77	
138		94	77	
139		95	78	
140		96	78	
141		97	79	
142		98	79	
143		99	80	
144		100	80	
145		101	81	
146		101	81	
147		102	82	

148		102	82	
149		103	83	

備考 特2級である職員を3級に昇格させた場合における本表の適用に当たっては、「昇格した日の前日に受けていた号給」とあるのは、「特2級に昇格した日の前日に受けていた号給にその者が特2級に昇格した日以降に昇給した号給数に相当する数を加えて得た号給」と読み替えるものとする。

別表第9の3の2級の項の次に次のように加える。

特2級	11,200円
-----	---------

別表第11を次のように改める。

別表第11（第38条関係）

中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員に対する義務教育等教員特別手当の月額表

教育職員の区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		再任用教育職員以 外の教育職員	1	3,900円	4,200円	6,800円
	2	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	3	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	4	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	5	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	6	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	7	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	8	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	9	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	10	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	11	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	12	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	13	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	14	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	15	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	16	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	17	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	18	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	19	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	20	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	21	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	22	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	23	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	24	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	25	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	26	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	27	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	28	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300

29	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
30	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
31	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
32	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
33	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
34	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
35	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
36	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
37	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
38	5,800	6,600	10,700	11,700	
39	5,800	6,600	10,700	11,700	
40	5,800	6,600	10,700	11,700	
41	6,100	7,100	10,900	11,900	
42	6,100	7,100	10,900	11,900	
43	6,100	7,100	10,900	11,900	
44	6,100	7,100	10,900	11,900	
45	6,300	7,400	11,100	12,200	
46	6,300	7,400	11,100	12,200	
47	6,300	7,400	11,100	12,200	
48	6,300	7,400	11,100	12,200	
49	6,600	7,700	11,400	12,600	
50	6,600	7,700	11,400	12,600	
51	6,600	7,700	11,400	12,600	
52	6,600	7,700	11,400	12,600	
53	6,800	8,300	11,600	12,900	
54	6,800	8,300	11,600	12,900	
55	6,800	8,300	11,600	12,900	
56	6,800	8,300	11,600	12,900	
57	7,000	8,600	12,000	13,200	
58	7,000	8,600	12,000	13,200	
59	7,000	8,600	12,000	13,200	
60	7,000	8,600	12,000	13,200	
61	7,200	8,900	12,200	13,500	
62	7,200	8,900	12,200	13,500	
63	7,200	8,900	12,200	13,500	
64	7,200	8,900	12,200	13,500	
65	7,400	9,600	12,700	13,700	
66	7,400	9,600	12,700	13,700	
67	7,400	9,600	12,700	13,700	
68	7,400	9,600	12,700	13,700	
69	7,700	9,900	12,900	14,000	
70	7,700	9,900	12,900	14,000	

71	7,700	9,900	12,900	14,000	
72	7,700	9,900	12,900	14,000	
73	7,900	10,200	13,100	14,200	
74	7,900	10,200	13,100	14,200	
75	7,900	10,200	13,100	14,200	
76	7,900	10,200	13,100	14,200	
77	8,100	10,500	13,400	14,400	
78	8,100	10,500	13,400	14,400	
79	8,100	10,500	13,400	14,400	
80	8,100	10,500	13,400	14,400	
81	8,200	10,800	13,600	14,600	
82	8,200	10,800	13,600	14,600	
83	8,200	10,800	13,600	14,600	
84	8,200	10,800	13,600	14,600	
85	8,400	11,100	13,700	14,800	
86	8,400	11,100	13,700	14,800	
87	8,400	11,100	13,700	14,800	
88	8,400	11,100	13,700	14,800	
89	8,500	11,400	13,900	14,900	
90	8,500	11,400	13,900	14,900	
91	8,500	11,400	13,900	14,900	
92	8,500	11,400	13,900	14,900	
93	8,700	11,600	14,100	15,100	
94	8,700	11,600	14,100		
95	8,700	11,600	14,100		
96	8,700	11,600	14,100		
97	8,800	11,800	14,300		
98	8,800	11,800	14,300		
99	8,800	11,800	14,300		
100	8,800	11,800	14,300		
101	9,000	12,200	14,400		
102	9,000	12,200	14,400		
103	9,000	12,200	14,400		
104	9,000	12,200	14,400		
105	9,100	12,400	14,400		
106	9,100	12,400	14,400		
107	9,100	12,400	14,400		
108	9,100	12,400	14,400		
109	9,200	12,600	14,500		
110	9,200	12,600			
111	9,200	12,600			
112	9,200	12,600			

	113	9,200	12,900			
	114	9,200	12,900			
	115	9,200	12,900			
	116	9,200	12,900			
	117	9,400	13,100			
	118	9,400	13,100			
	119	9,400	13,100			
	120	9,400	13,100			
	121	9,500	13,300			
	122	9,500	13,300			
	123	9,500	13,300			
	124	9,500	13,300			
	125	9,600	13,400			
	126		13,400			
	127		13,400			
	128		13,400			
	129		13,600			
	130		13,600			
	131		13,600			
	132		13,600			
	133		13,700			
	134		13,700			
	135		13,700			
	136		13,700			
	137		13,900			
	138		13,900			
	139		13,900			
	140		13,900			
	141		14,000			
	142		14,000			
	143		14,000			
	144		14,000			
	145		14,100			
	146		14,100			
	147		14,100			
	148		14,100			
	149		14,100			
再任用教育職員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

別表第11の次に次の1表を加える。

別表第12（第38条の2関係）

給 料 表	教 育 職 員	加 算 割 合
-------	---------	---------

中学校及び小学校教育職給料表	職務の級 4 級の教育職員	100分の15（教育委員会が別に定める教育職員にあっては100分の20）
	職務の級 3 級及び特 2 級の教育職員	100分の10
	職務の級 2 級の教育職員（教育委員会 が定める教育職員に限る。）	100分の 5（教育委員会が別に定める教 育職員にあっては100分の10）
任期付職員条例第 4 条第 1 項の給 料表	5 号給以上の号給及び任期付職員条例 第 4 条第 3 項（育児休業条例第18条 （同条例第22条において準用する場 合を含む。）の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）の規定により決 定された給料月額を受ける教育職員	100分の20
	4 号給及び 3 号給を受ける教育職員	100分の15
	2 号給及び 1 号給を受ける教育職員	100分の10

備考 給料表の適用を異にして異動した教育職員（異動後においてこの表に掲げられている教育職員に限る。）で、異動後の加算割合が異動前の加算割合を下回ることとなるもののうち、他の教育職員との均衡及び任用における特別の事情を考慮して教育委員会が特に必要と認める教育職員については、当該異動後の加算割合に100分の5を加えた加算割合が定められている教育職員の区分に属する教育職員としてこの表に掲げられているものとする。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 31 日

島根県教育委員会委員長 山 根 昊一郎

島根県教育委員会規則第 5 号

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「みこしま」の次に「並びに鳥取県海洋練習船若鳥丸」を加える。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。